

取手市告示第101号

取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月6日

取手市長 藤井信吾

取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市内の中小事業者が新しい生活様式に沿った事業の継続のために行う感染症防止対策に要した費用に対し、予算の範囲内において取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、取手市補助金等交付規則(昭和43年規則第23号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小法人 申請日時点で市内に存する事業所において事業を営む法人であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が個人又は次に掲げる要件を満たす法人であるものに限る。
 - ア 資本金、出資金等の額が10億円未満であること。
 - イ 常時使用する従業員の数が2,000人以下であること(資本金、出資金等が定められていない場合に限る。)
- (2) 大企業 中小法人以外の者で、事業を営むものをいう。
- (3) みなし大企業 次に掲げる要件のいずれかに該当する中小法人をいう。
 - ア 大企業が発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有し、又は出資している法人

イ 複数の大企業が発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有し、又は出資している法人

ウ 役員半数以上を大企業の役員又は社員が兼務している法人

(4) 個人事業者 申請日時点で市内に存する事業所において事業を営む個人をいう。

(5) 事業所 法人又は個人事業者が物の生産・販売、サービスの提供等、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、当該法人又は個人事業者の事業に係る活動を継続的に行う場所をいう。

(6) 新しい生活様式 国の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、設置された新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で令和2年5月1日以後に提言された、新型コロナウイルス感染症に対する長丁場の対応を前提として、「3つの密」を徹底的に避けるとともに、手洗いや身体的距離確保といった基本的な感染対策の実施を継続して感染拡大を予防する生活様式をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 中小法人又は個人事業者であって、今後も市内で継続して事業を営む意思があること。

(2) 事業の実施に当たって、許認可が必要な場合は、当該許認可を取得するとともに、関係法令を遵守していること。

(3) 市税に未納がないこと(新型コロナウイルス感染症の影響による徴収猶予の特例を受けている場合を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、補助金を交付しない。

(1) みなし大企業

(2) 法人税法(昭和40年法律第34号)別表第1に規定する公共法人

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を行う者

(4) 取手市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が実質的に経営を支配するもの

(5) 宗教活動又は政治活動に関係するもの

(6) 前各号に掲げるもののほか、当該各号に準ずるものとして市長が適当でないことを認めるもの

(補助対象事業及び補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、新しい生活様式の定着のために、事業所において新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講ずる事業とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、前項の事

業に要した経費のうち、業務上用いるものであって、令和2年2月1日から令和3年10月31日までの間に契約及び支払が完了した次に掲げる経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

- (1) 新しい生活様式に対応するために行った事業所の改修工事に要する経費
- (2) 新しい生活様式に対応するための備品又は消耗品の購入に要する経費
- (3) 新しい生活様式に対応するための新たな事業展開に要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、業界団体等が作成したガイドラインに基づき感染症拡大防止対策のために実施したと市長が認めるものに要する経費

3 前項の規定にかかわらず、補助金を受けようとするものの親会社、子会社、グループ企業等関連会社（資本関係のある会社、役員等又は社員を兼任している会社、代表者の三親等以内の親族が経営している会社等をいう。）との取引に要する経費については、補助対象経費としない。

（補助金の額及び回数）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、10万円を上限とする。ただし、当該補助対象経費に対して他の制度による補助金その他これに類する給付金等の交付を受けている場合は、当該交付金額を補助対象経費の総額から控除するものとする。

2 前項の規定により算定した額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 補助金の交付は、同一の申請者に対して一度に限るものとする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年11月30日までに、取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に申請しなければならない。

- (1) 対象経費一覧表（別紙1）
- (2) 誓約書兼同意書（別紙2）
- (3) 市内事業所の所在地や事業内容が確認できる公的書類の写し
- (4) 振込先が分かる書類（預金通帳等）の写し
- (5) 補助対象経費の支出及び内訳が確認できる書類
- (6) 備品等購入又は工事にあつては、その内容が確認できる写真
- (7) 申請者が個人事業者の場合にあつては、本人確認書類等の写し
- (8) 補助対象経費に対して他の制度による補助金その他これに類する給付金等の交付を受けている場合にあつては、当該交付金額を証する書類
- (9) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、

適当と認めるときは、補助金の交付及び交付額を決定し、取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により通知するとともに、申請者からの請求に基づき、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査に当たって、必要があると認めるときは、実地調査その他の方法による現況調査を行うことができる。

3 市長は、第1項の規定による交付の決定に当たり、必要と認めるときは、当該決定に条件を付することができる。

4 市長は、第1項の規定による審査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、理由を付してその旨を取手市事業所等新型コロナウイルス感染防止対策費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項の規定による交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2）前号に定めるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金の交付を受けた者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（財産処分の制限）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付の対象となった物品及び工事によって得た財産を市内の店舗等で感染症予防対策を実施する目的以外で使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は転売してはならない。ただし、物品及び財産を取得した年度から5年を経過した場合は、この限りでない。

（証拠書類の保存）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助金の交付に係る帳簿その他の証拠書類を整理するとともに、当該補助年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則（令和3年告示第101号）

この要綱は、令和3年5月10日から施行する。

付 則（令和3年告示第139号）

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

